

議 事 録

令和2年度第3回 伊賀市国民健康保険運営協議会

日 時 令和2年1月 28 日(木)午後1時30分

場 所 伊賀市役所 全員協議会室

令和2年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会議事録

【開催日】 令和3年1月28日（木）
午後1時30分～

【開催場所】 伊賀市役所 全員協議会室

（事務局）

失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議ですが、過半数の委員の出席があり、各号に定める委員お一人以上が出席されておりますので、運営協議会規則第6条に基づき、会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、冒頭にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

（市長）

委員の皆さんには、なにかとご多用の中、そしてコロナ禍というようなお出ましにくい中を参集賜りまして大変ありがとうございます。

この冬は新型コロナウイルスまん延防止のため、市民の皆さんがマスクの着用、うがい、手指の消毒等に努めておられることから、インフルエンザの流行も、併せて防止できている状況であり、予防の大切さを改めて感じています。市としましては、引き続きコロナ関連の啓発に努めるとともに、少しでも早いワクチンの接種に向けた体制を整え、推進課も作らせていただいたところです。

さて、国保に関してですが、今年度は、事業会計の厳しい状況と、青山の霧生診療所の状況につきまして、委員の皆さんに説明させていただき、税率の見直しと、霧生診療所の閉所に向けて進めてまいりました。先日の議員全員協議会で、その2件について市の方針を説明させていただいたところでもあります。今後は、来月開会する議会定例会に、「国保税条例」と「診療所条例」の改正について、それぞれ提案する運びとなっており、本日、皆さんには、議会に提出する予算案と条例改正案について、ご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後とも、国民健康保険制度が加入者の皆さんの支えになるよう、委員の皆さんには、引き続きご指導くださいますようお願い申し上げますとともに、繰り返しになりますけれども皆さん方一人ひとりご自愛賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞ本日は、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（事務局）

このあと、市長は別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

（市長退席）

(事務局)

それでは、運営協議会規則により、会議の進行について、佐治会長様にお願いいたします。

(会長)

委員の皆さま、本日はお忙しい中をご出席いただき誠にありがとうございます。

全国的に、コロナウイルスが再び拡大してきた中で、ご存じのように、三重県では、緊急事態宣言に準じ、緊急警戒宣言が出されたところでございます。私たちの生活では、不要不急の外出や会食を控えるなど、引き続き我慢が強いられております。

本日の会議も、できるだけ席の間隔を開けさせていただきまして、換気に留意して開催させていただきましますので、よろしく申し上げます。

それでは、事項書に基づき会議を進めます。議事に先立ちまして、議事録署名人の選出について、私から指名させていただきましますがよろしいでしょうか。

それでは、被用者保険等の保険者を代表して、福地委員さんをお願いします。

では議事の1番、令和2年度国保事業特別会計補正予算について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。まず説明に入らせていただきます前に、資料の確認をさせていただきます。資料の1から6はあらかじめ送付をさせていただいております。本日お配りさせていただいておりますのが、事項書、それから資料の7、8、そして国民健康保険税の税率等についての資料と具体例で比較する世帯の税額、そして国保新聞でございます。

皆さま、不足はございませんでしょうか。

それでは、令和2年度国保事業特別会計補正予算案について説明をさせていただきます。資料1、資料2をご覧いただきたいと思います。予算ですので単位を千円としています。

まず、資料1の事業勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,231万3千円を減額し、補正後の額をそれぞれ9億2,966万3千円としています。次に資料2の直営診療施設勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649万3千円を減額し、補正後の額をそれぞれ2億6,982万2千円としています。

それでは、事業勘定の歳出から説明しますので、資料1の2ページをお開きください。

第1款総務費ですが、60万2千円を減額し、補正後の額を1億3,843万9千円としています。第2款保険給付費ですが、昨年3月から11月までの9ヶ月間の給付費を参考に見込んで5,690万8千円を減額しています。第3款国民健康保険事業費納付金は2,368万9千円を減額しています。第4款保健事業費では、67万6千円を減額しています。第5款公債費は補正がありません。第6款諸支出金では2,956万2千円の増額です。償還金による増額です。第7款予備費に補正はありません。

(事務局)

次に、歳入について説明しますので1ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税ですが、それぞれ11月末の調定額に元年度収納実績率を乗じて見込額とし、4,290万9千円を減額しています。第2款使用料及び手数料は、補正がありません。第3款県支出金では、5,391万9千円を減額しています。内訳としましては、説明欄に記載のとおりです。第4款財産収入ですが、当会計には保険給付費支払準備基金、高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金の3つの基金がありますが、それらの基金から生じた利子で38万8千円を増額しています。第5款繰入金では、5,157万2千円を増額しています。内訳としましては説明欄に記載のとおりです。第6款繰越金の補正はありません。第7款諸収入では、1,307万7千円を減額しています。主に第三者納付金の減額です。第8款国庫支出金では563万2千円の増額です。新型コロナウイルス感染症対応分補助金です。

続きまして令和2年度直営診療施設勘定診療所費補正予算案について、資料2をご覧ください。それぞれの科目では、阿波・霧生の診療所の合計額を計上しています。

まず、歳出から説明しますので2ページをご覧ください。

第1款総務費では、一般管理費で62万9千円を増額しています。診療所の運営経費の増額です。第2款医業費では712万2千円を減額しています。医薬品衛生材料費での減額です。第3款公債費、第4款予備費、第5款前年度繰上充用金は補正はありません。

次に1ページの歳入をご覧ください。

第1款診療収入では、各診療収入を合わせ、692万3千円を減額しています。第2款使用料及び手数料は、補正がありません。第3款繰入金では、へき地診療所運営補助金の増を見込み、43万円を増額しています。第4款繰越金、第5款 諸収入では補正がありません。

以上で令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算案の説明を終わりますが、直営診療施設勘定は最終的に赤字となり、令和3年度予算から繰上充用をさせていただくことになるかと予測しています。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

一点修正をさせていただきたいと思います。

資料1をご覧ください。資料1の裏面2ページで、一番下の欄に元年度と記載がありますが、2年度の誤りですので申し訳ございませんが修正をお願いいたします。そして、これから説明させていただく資料4の令和3年度の直営診療施設勘定診療所費についての2ページでございますが、歳出の一番下の欄に先ほどと同様に2年度とありますが、3年度に修正お願いいたします。申し訳ございません。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは説明が終わりましたので、ただいまの補正予算につきまして、ご質問等ございませんか。

ないようですので続いて、議事の2番、令和3年度国保事業特別会計当初予算について、説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、令和3年度国民健康保険事業特別会計予算案について説明させていただきますので、資料3、資料4をご覧ください。

まず、資料3の事業勘定ですが、2ページをご覧ください。

その欄の下に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも91億6,769万7千円、また、資料4の直営診療施設勘定診療所費では、2ページの一番下の欄に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも9,047万9千円としています。

では、事業勘定から説明させていただきます。資料3をご覧ください。

先に歳出について説明しますので、2ページをお開きください。第1款総務費ですが、前年度より1,111万8千円を減額しています。内訳につきましては説明欄のとおりです。第2款保険給付費は、前年度より1億2,631万1千円を減額しています。令和元年度診療分の実績等から試算しました。また、出産育児一時金は上限額42万円で、60件を見込んでおり、葬祭費は1件5万円で、145件を見込んでいます。第3款国民健康保険事業費納付金は、3,096万3千円を減額しています。納付金は、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとの納付金を算定し、県に支払いをします。第4款保健事業費は、前年度より245万2千円を増額しています。第5款公債費は、一時借入金利子で、前年度と同額です。第6款諸支出金は、保険税の還付金等で、300万円を増額しています。第7款 予備費は昨年度と同額としています。

続きまして歳入について説明しますので、1ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税ですが、後程ご説明させていただきますが、保険税率を上げることにより、9,688万円の増額です。調定額及び収納率は説明欄のとおりです。第2款使用料及び手数料は、前年度と同額です。第3款県支出金は、1億6,039万2千円を減額しています。第4款財産収入は3つの基金から生じる利子分で、前年度より59万3千円を減額しています。第5款一般会計繰入金につきましては、説明欄に記載のとおりです。保険給付費支払準備基金繰入金では、基金を一部取り崩して事業勘定に収入し、増え続ける保険給付費の支払い等に充てるものですが、今年度の決算状況により、基金残高がなくなることも予想されるため、基金による繰入金を0円とし、9,883万5千円を減額しています。第6款繰越金、第7款諸収入は昨年度と同額です。

次に直営診療施設勘定診療所費について説明しますので、資料4をご覧ください。

歳出について説明しますので2ページをご覧ください。第1款総務費では、前年度より466万3千円を減額しています。職員人件費と施設の維持管理等の経費です。第2款医業費では、392万2千円を減額しています。第3款公債費、第4款予備費は昨年度と同額を計上しています。

(事務局)

続いて1ページの歳入をご覧ください。

第1款診療収入は、前年度より803万1千円を減額しています。第2款使用料及び手数料は、7万9千円の減額です。第3款繰入金は、前年度より41万1千円を減額しています。これは、事業勘定からの繰入金で、へき地診療所の赤字に対する補助金と、山田診療所の債務返還相当額です。第4款繰越金は3万円を計上しています。第5款諸収入では6万4千円を減額しています。合計歳入歳出とも前年度より858万5千円を減額しています。これは、霧生診療所を閉鎖するにあたり、霧生診療所分の経費が減額となっているためです。

以上で、令和3年度国民健康保険事業特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

(会長)

説明が終わりました。ただいまの当初予算につきまして、ご質問等ございませんか。続いて、議事の3番、条例改正について、まず、国民健康保険税条例の改正について、説明をお願いします。

(事務局)

まず、資料5国民健康保険税条例の改正について説明させていただきます。

前回の運営協議会でもご説明させていただきましたとおり、伊賀市国民健康保険特別会計の基金については、残高が非常に少なくなっており、今年度の歳出の状況によっては基金がほとんどなくなってしまうことも考えられることから、来年度から国保税率等の引き上げを行いたいと考えております。本日お配りいたしました資料にその具体的な率などをお示しさせていただきました。

まず、本日お配りした資料「国民健康保険税の税率等について」をご覧ください。

国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれており、それぞれに所得割、均等割、平等割と分けて課税されています。

そこで、まず令和3年度には、医療給付費分では所得割を7.08%、均等割を2万6千円、平等割を2万2千円に、後期高齢者支援金分では、所得割を2.07%、均等割を7千8百円、平等割を6千2百円に、介護納付金分については所得割を1.97%、均等割を9千7百円、平等割を5千2百円といたしました。これで試算いたしますと、令和3年度には現行に比べ一人当たり平均約6千7百円の増額となります。

そして、令和4年度には、今年度に県から示されました標準保険税率へとつなげたいと考えております。これで試算いたしますと、令和4年度には現行に比べ一人当たり平均約1万5百円の増額となります。

これら税率等の引き上げに伴い、条例改正を行います。資料5をご覧ください。税率等の引き上げに伴い、変更が必要な部分を改めて新旧対照表にまとめております。

3ページをご覧ください。また、地方税法施行令の一部改正に伴い、軽減判定基準額を改める内容の改正も併せて行います。この軽減判定基準額につきましては、改正前は「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算が33万円を超え

ない世帯に係る納税義務者」だったものを、改正後は資料にあるように改正するのが主な改正点でございます。これら条例を改正する箇所はそれぞれ資料5の下線を付したところをご覧ください。この条例は令和3年4月1日から施行する予定です。

続いて、こちらもお配りしました「具体例で比較する世帯の税額」をご覧ください。ここには、例として夫婦と子供2人の4人世帯の場合と、年金収入の夫婦2人の世帯の例を挙げております。給与収入や年金収入を令和2年度と条例改正後の令和3年度の場合で比較しています。この試算からは、例1では前年に比べ3万9千4百円の増となり、例2では1万3百円の負担増となります。これは、一例であり、実際には収入状況や世帯構成によって異なります。

以上で、国民健康保険税条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。説明が終わりましたが、ただいまの件につきまして何か質問はございますか。

(事務局)

すみません、1点付け加えさせていただきます。

最後に見ていただきました具体例で比較する世帯の税額ですが、左側の例1では、4人の世帯で3万9千4百円負担増になるということで、一人あたり1万円近く負担増となります。また例2ですが、2人の年金収入の世帯で、1万3百円の増ということで一人あたり平均しますと、5千五百五十円の増となります。先ほどの試算では一人6千7百円の増となっていました、それは平均の額で、それぞれのケースによっては違ってくるということですのでよろしくお願ひいたします。

(委員)

ご説明ありがとうございました。今回このような対応をしていただくことで国保財政に与える影響やどのような改善になるかという予測について少しお示しいただけたらと思います。

(事務局)

はい、前回の会議で説明させていただきまして、基金の方がだんだんと減ってきているということで、年によっては3億円の繰り入れであったり、また2億円の繰り入れであったりと、11億円余りあった基金が1億7千万円まで減少してきているということでございます。今年度で無くなってしまわないかと考えている中で、補填する財源がないので、国保税だけが頼りになってまいります。これで足りるかどうかにについては、来年度運営する中で結果が出てこようかと思っておりますけれども、税をあげないと、たちまち赤字に陥ってしまうことが明らかですので、令和3年度で、先ほど申し上げました率に上げさせていただいて、それで不十分であるならば、令和4年度で県が示している標準率に向けてまた改正をさせていただくなど、その時の状況によりまして率を考えさせていただきます。まずは、このコロナ禍の中でどれぐらいの上げ幅で行かせていた

だいたらいいか、県平均を参考にしながら、それに向けて設定させていただいたということです。

(会長)

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

(委員)

前回の資料にもあったかもしれないですが、他の市町村に比べて保険税率は、どのぐらいの位置にあるのですか。多いところと少ないところとのモデルケースで年間どれぐらいの差があるのか参考までに聞きたいのですか。

(事務局)

前回の会議で配布させていただいた資料では、だいたい県平均と比べて1万2千円程度の差がありました。平成30年度に一度税を上げておりますが、上げる前は14市中13位でございました。それが14市中11位まで上がり、30年度には若干順位は上がっておりますが、まだ県平均に対しまして1万円以上の差があるという状況です。今回それを埋めるために、平均で1万円上げるとなると負担が大きいということで、今回一人あたり6千7百円余りを上げさせていただくようにいたしました。これにより、前回お示しした資料の中で、今回上げる金額を伊賀市の平均に足してみたところ、ちょうど真ん中ぐらいの額になるのではないかと考えております。

あと予算額でございますが、加入されている被保険者の所得等を基に計算させていただいたものが、令和3年度の予算額となっております。他市の状況については、年々予算額は違ってくるため、他市との予算上の比較というのがこの場ではお答えできませんのでご了承をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。
それでは、続きまして診療所の条例改正につきまして説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、資料6をご覧ください。

国民健康保険霧生診療所条例の改正についてご説明いたします。前回の運営協議会では、地元協議をした状況を説明させていただき、12月末までに霧生診療所の閉所に対する区の回答をいただくことになっていることをご報告いたしました。

その後、霧生区の区長さんから、今年度末をもって診療所を閉所することに区民の皆さんから同意いただいたという回答を得ました。それに伴い、このたび、伊賀市国民健康保険条例から、霧生診療所の名称、位置、診療日並びに診療時間に関する規定を削除しようとするものです。こちらも改正する箇所は資料6の下線を付したところとなっております。この条例は令和3年4月1日から施行する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

説明が終わりました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。

(委員)

異議なし

(会長)

ただいま異議なしのお言葉をいただきました。

それでは、続きまして、事項書4番の令和3年度伊賀市国民健康保険保健事業について説明をお願いします。

(事務局)

令和3年度伊賀市国民健康保険保健事業について説明させていただきます。

お手元の資料7をご覧ください。まず、脳ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和21年6月2日から昭和56年6月1日生まれの方を対象に実施させていただきます。募集人数は今年度と同様に420人、実施期間は令和3年6月1日から令和4年2月28日とします。検査内容につきましても今年度と同様です。検査費用につきましては、3万7千円とさせていただきます、実施医療機関は今年度と同様に3つの医療機関で実施する予定です。また、今年度受診券を発行しました420人に対し、11月末で347人が受診しました。

次に、簡易人間ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和21年6月2日から平成3年6月1日生まれの方を対象に実施させていただきます。募集人数は、今年度と同様に610人、実施期間は6月1日から11月30日とします。検査内容につきましては、実施状況をかんがみて、検査項目に胃内視鏡検査を追加し、予約の際に、胃部透視または胃内視鏡検査を選択できるよう要綱を変更します。ただし、先日伊賀医師会と協議した結果、新型コロナウイルス感染拡大の状況により今年度と同様に、胃内視鏡検査については現時点で実施しない予定ですが、5月には受診券等を送付しますのでそれまでに最終決定を行い、受診者には通知を行いたいと思います。検査費用につきましては、3万5千8百円、そのうち自己負担額は今年度と同様に8千7百円とさせていただきます。前立腺がん検査を実施した場合は、1,430円増の3万7千2百30円とし、そのうち自己負担額は5百円の追加といたします。また、今年度受診券を発行しました460人に対し、388人が受診しました。

次に、特定健康診査についてです。三重県健診あり方検討調整会議で三重県医師会との協議により、検査項目を決定します。これにつきましては、今後の開催となりますため、現時点では今年度と同じ内容で実施するよう計画しております。費用につきましては、三重県から示されている案が1万1千2百60円です。自己負担額につきましては、今年度と同様に無料とします。詳細につきましては、三重県健診あり方検討調整会議の結果を受けて、医師会と協議させていただきます、令和3年度の内容等を決めさせていただきます。

きたいと考えています。また、特定健診については引き続きがん検診との同時実施と集団健診の実施を計画しています。

以上、令和3年度伊賀市国民健康保険事業について説明を終わらせていただきます。

(事務局)

引き続き、第二期データヘルス計画の中間評価について報告を行いたいと思います。資料8をご覧ください。このデータヘルス計画が策定された背景には、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導の実施が義務付けられるなど、これまで様々な法改正や取り組みが進められてきたことがあります。また国民健康保険、国保組合および後期高齢者医療広域連合による特定健診等の電子化や国保データシステム、KDBシステム等の整備が進み、保険者等が健康・医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価を行うための環境が整えられました。そこで、第一期計画の計画期間が平成29年に終了したことをうけ、第一期計画の評価を踏まえ、データ分析等により新たな取り組む健康課題の把握など事業実施のための協議を関係者と行い、「第二期伊賀市国民健康保険保健事業実施計画、データヘルス計画」として平成30年度から令和5年度の6年間の計画として策定しました。

そして、令和2年度がその中間年度に当たることから、ヘルスサポート研修会の助言者である鈴鹿医療科学大学の山路由美子先生や三重県国民健康保険団体連合会の指導を参考に、事業目標に対する実績と合わせて評価や今後の目標への見直しを図りました。

本日は時間の都合上、実績や評価の詳しい内容については配布の資料をごこくご確認いただきたいのですが、本日保険年金課が行っている事業の中で中間評価により見直しを行った指標について簡単に説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。

(4) 医療費適正化対策の1)「重複・頻回受診指導事業」についてですが、現在、目標の値として「お薬手帳カバー配布数」を掲げていますが、お薬手帳は粗品や、紛失などで希望された方にも手渡しするなど、重複・頻回受診指導の指標として不明瞭であると指摘がありました。次の10ページをご覧ください。「評価」の2つ目に記載したように、今後は「重複・頻回受診指導事業」の指標については、「重複・頻回受診の指導件数」を掲げ、保健師からの電話・訪問によりどれだけ市民の行動が変容したかや、健康や医療に対する認識をさらに深めていただく機会を図っていきたいと思います。

簡単ではございますが、以上で第二期データヘルス計画中間評価について説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。

(事務局)

1点追加で説明をさせていただきます。この第二期データヘルス計画ですが、先ほどの説明にありましたように、どこの自治体も作成をしております。第一期のデータヘル

ス計画の期間は過ぎまして、第二期は平成30年度から令和5年度までの6年間の計画でございますので、今年で3年が過ぎました。後3年を残しており、この令和2年度に中間評価をしまして、後の3年間を進めていくということで見直しをさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。何かご質問等よろしいでしょうか。ないようですので、議事を終了いたします。それでは、事項の最後その他につきまして、みなさま方から何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

新型コロナウイルスワクチン接種のことが報道などで出ていますが、今の時点で分かっている点と、市民の方々に呼びかける必要のあることや注意喚起も含めて教えていただけたらと思います。

(事務局)

コロナのワクチン接種については、新聞やテレビなどで毎日のように報道されており、市民の方からも現時点でいくつか問い合わせをいただいております。また、国から入ってくる情報が確定的なものではないという状況ではありますが、現時点で準備をしている状況を報告させていただきます。まず、伊賀市役所内に、ワクチン接種推進課という専属の課を2月1日から設置いたします。実際には、私をはじめ担当の者が準備に取り掛かっていますが、組織上2月1日から動いてまいります。それから、テレビ等で報道されていることですが、こういった方々から接種してもらおうかという接種順番については、伊賀市内ベースで申しますと、まず医療従事者からおそらく3月頃からや2月下旬という情報もありますが、医療従事者の方から接種してもらうこととなります。医科、内科や小児科などクリニックや病院に従事していただいている、医師、ナース、事務の方と歯科医の医師、ナース、また薬局の薬剤師、あとは消防の救急隊員、救急車に乗ってコロナの感染のある方を搬送する場面に出くわす救急隊員の方も含めて医療従事者の方と定めさせていただいております。これらの接種をしていただく方の調整は県の方でしていただいております。接種場所ですが、岡波総合病院と上野総合市民病院に医療従事者が行っていただいでそこで接種していただく方法で県の方は進めているように聞いております。最初に医療従事者の方が打っていただいた後、市民の方の順番ですが、まずは65歳以上の高齢者の方が最初に打っていただくようになります。その次に、基礎疾患お持ちの方、その次にそれ以外の方、ということで接種の順番が決められております。打っていただくワクチンですが、ファイザー社、アストラゼネカ社、武田モデルナ社の3つと言われていますが、まずはファイザー社、マイナス75度で保管しないといけないワクチンが入ってくると思われますので、そのワクチンを打っていただくこととなります。いずれのワクチンも2回打っていただくと言っております。ファイザー社の場合は21日間間隔をあけて2回目を打っていただくということになっております。まず、高齢者の方については、市役所の方から3月の中頃やもう少し後に

なるかもしれませんが、接種券のようなクーポン券を自宅へ発送させていただく予定です。その中には、接種券やワクチンについてのお知らせの文書などを入れる予定です。また、色んなご相談や問い合わせをいただくコールセンターを設置する予定でございます。コールセンターは3月に入りましたら、民間の会社に委託し、そのセンターの設置をさせていただく予定です。今考えているのが、月曜から土曜の朝から夕方までオペレーターが出ていただく内容です。また、簡単な質問に対応できるよう自動音声案内で対応できるものは24時間対応でさせていただくような中身を考えております。3月の初めくらいにコールセンターを設置し、中頃にクーポン券を発送させていただいて、4月の最初くらいに高齢者の方の接種を開始させていただくよう上手くいけばと思っています。国の方ではワクチンの入る具合が日によって3月の中頃にはとってみたり、4月にずれ込むと入ってみたりと色んなことを言っておりますので状況は分からない状態です。また、毎週のように医師会の事務局へ行かせていただいておりますが、どこで接種ができるのかということですが、インフルエンザの場合でしたら毎年のもので、今シーズンの実績でいうと1カ月の間に高齢者の方で1万8千人の人が接種されています。コロナ禍ということもあって、今までインフルエンザの予防接種を受けてなかった方も今回は打ったという声も聞いております。ですので、出来るだけかかりつけ医さんや身近な医療機関でコロナのワクチンも接種していただけるように考えています。ただ、マイナス75度で保管していかないといけないという保管方法のハードルが高いもので国から色んな規制がかかっています。ですので、すべてのクリニックや診療所でインフルエンザの予防接種のように打っていただけるかということ、そういう風にはいかないのではないかなと思っていますし、市内の20か所程度の医療機関になってしまうのではないかなという状況です。

それともう一つについては、クリニックや診療所などの個別接種の方法と、川崎市でテストされていたように体育館などで接種する集団接種という方法があります。集団接種の場所に医師や看護師に来ていただいて、市民の方に来ていただいて接種する方法も併用して進めていけたらなと私どもは考えている状況です。

このワクチンですが、接種していただいてすぐに帰っていただくわけにはいかないもので、15分～20分は休んでいただかないといけないので、時間的なこともありますので、本当に医療機関の皆さんにはお世話をかけることとなります。また、接種を受けられる市民の方々にも色んな負担をかけるかと思いますが、コロナの感染拡大防止の切り札であると国も言っておりますし、我々もそう思っておりますので、皆さん方にも案内が届きましたら接種していただくようお願いしたいと思います。

(委員)

大変詳しくありがとうございました。多分市民の皆さんも不安に思っている点があるだろうなと思いますし、ただ準備が本当に大変だとは思いますが、ぜひよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それと、今日時点の状況を話させていただきましたので、2月の中頃くらいには色々な媒体と使って市民の皆さんにも正式な報告させていただこうと思っておりますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

(委員)

教えていただきたいのですが、20か所ぐらいの地点で接種とのことでしたが、国から割当てられているマイナス75度のフリーザーというのが、名張だと4台ぐらいで、伊賀だと5、6台ほどとのことだったと思いますが、20か所というのはどういう風にされるのでしょうか。

(事務局)

今おっしゃっていただきましたようにディープフリーザーというマイナス75度の冷凍庫ですが、伊賀市には6台くらい設置できるのではなかろうかと情報を得ています。そして、国が言っておりますのが、冷凍庫を置く機関を基本型の施設から、冷凍庫のない施設へ3か所程度まではワクチンを運んで、そこで接種してもいいですよとっております、6かける3の18か所、基本型の施設が数か所と考えて20か所程度かなと考えております。

(委員)

聞いている話では、ディープフリーザーに入れておくと長くもつようですが、マイナス20度ぐらいですかね、発泡スチロールにドライアイスなどを詰めて運べば5日間ぐらいまでもつと聞いているが、名張の医師会では最初の医療関係者に打つときに病院に持って行って地域の医療関係者から打っていくのもありかなと話が出ていましたが、そのことなのでしょう。それが3か所と決められているのでしょうか。その方法であれば何か所でも本当は出来るように思うのですが、国はそのように言われているということですね。

(事務局)

3か所程度とっております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。
事務局の方からはありますか。

(事務局)

本日ご承認いただきました予算案と条例改正案につきましては、来月開会の議会定例会に提案させていただきたいと思っております。

なお、来年度の運営協議会の日程ですが、例年、第1回は、8月のお盆明けの頃に開催しております。詳しい日程は改めて連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。皆さん、次回の会議もよろしくお願いたします。これで会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。